

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年9月13日（月）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	谷口 隆幸 君	建設部長	猿渡 千弘 君
商工振興課特任課長兼企業振興室長	住吉 謙治 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課主幹	鶴園 裕之 君
商工振興課商工観光政策G長	西村 賢三 君	建設施設管理課道路管理G長	尾辻 善尋 君
建築住宅課住宅G長	和田 清仁 君	建築住宅課建築第1G長	迫 則男 君
建設施設管理課道路維持Gリーダー	徳重 和博 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君
建築住宅課住宅G主査	井上 誠 君	商工振興課企業振興室主任主事	春口 康太 君

5 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

6 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第74号 霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

議案第75号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第79号 議決事項の一部変更について（工事請負）

議案第80号 市道路線の変更及び認定について

7 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時54分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月7日の本会議で本委員会に付託になりました議案4件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日

の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 議案第74号 霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

##### ○委員（蔵原 勇君）

まず、議案第74号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

##### ○商工観光部長（谷口隆幸君）

今回、商工観光部におきましては、議案第74号の1件の議案を提案いたしておりますことから、御説明申し上げます。議案第74号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたことにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行され、過疎地域内で一定の事業用資産を取得した特定業種の企業の地方税を減免する制度が拡充されたため、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、御審査賜りますようお願いいたします。

##### ○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

議案第74号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、概要を御説明いたします。資料は、議案の4ページから7ページまでになります。過疎地域自立促進特別措置法（旧法）の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新法）の制定、施行に伴い、今期定例会で提案しております霧島市過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎地域の継続的な振興と発展を図る必要があることや、新法においても同様の減収補てんが措置されることを踏まえ、本条例の所要の改正を行うものです。主な改正点は、対象業種において、これまでの製造業、旅館業、農林水産物等販売業に、新たに情報サービス業等を加えたこと、取得価額の要件としては、これまでは全業種2,700万円超でしたが、資本金の額等の規模に応じ500万円以上に引き下げたこと、対象の設備投資は、新設・増設から取得又は製作若しくは建設に拡充を行ったことなどです。なお、施行期日は公布の日からとなっております。以上が議案第74号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についての概要になります。引き続きまして、皆様方の御手元のほうに一部改正の概要についてという資料が配られておりますでしょうか。これにつきまして、若干、御説明させていただきたいと思います。一つ目の企業誘致と本条例についてということでございますけれども、これは企業が進出、立地しようとする際には、その市町村がどのような優遇制度で迎えてくれるのか、企業にとっての大きな関心事となっているところでございます。本市と致しましても、企業誘致を進める上で、企業の新設、増設に対する補助金でありますとか、あるいは税の優遇措置、雇用支援という

ことで、企業の進出をバックアップしているところでございます。このうち、税の優遇制度、具体的には固定資産税の減免ということになりますけれども、本市におきましては四つの条例を準備しております。この四つの条例の違いというのは、根拠となる法律が違ったり、あるいは対象の業種、取得価額、減免措置の範囲、こういったところの適用要件が異なっているところでございます。今回、この条例につきましては過疎地域限定の条例ということで、これまでは旧横川町、旧牧園町、旧福山町が対象となっておりましたけれども、今回これに旧霧島町が加わることになったものでございます。この経緯、改正理由については、お目通しいただいて、3番目の改正内容につきまして、もう少し詳しく説明させていただきます。この枠組みと致しましては、現行の条例と同様に事業用資産を取得した企業に対しまして、3年間、固定資産税を減免しますけれども、この減収分の75%は普通交付税で補填されるということになっております。次に、対象業種ですけれども、現行では、製造業、旅館業、農林水産物等販売業でしたけれども、これに情報サービス業等というのが新たに加わることとなります。この情報サービス業等というのをもう少し細かく言いますと、一つは、読んで字のごとく情報サービス業です。この情報サービス業というのは、データセンターとか、市場調査、世論調査サービスとか、ソフトウェア業とか、こういったものを指します。それと、この等になりますけれども、有線放送業です。これは霧島市にMCTというのがありますけれども、そういったケーブルテレビの関係です。もう一つは、インターネット付随サービス業ということで、ヤフーとかグーグルとかLINEとか、そういう情報サービス業等ということになります。次に、取得価格要件でございますけれども、これまでは家屋であったり、機械装置の取得価格、現行では業種にかかわらず、一律2,700万円を超えた場合に要件を満たすことになっておりましたが、改正後は、これが大きく引下げられております。この中で今申しましたこの情報サービス業等と農林水産物等販売業につきましては、この2,700万円超が500万円以上となっております。それから、製造業と旅館業におきましては資本金の額で異なるんですけれども、資本金が5,000万円以下の場合は500万円以上、資本金が5,000万円を超えて1億円以下の場合で1,000万以上、資本金が1億円を超えますと2,000万円以上で要件を満たすということになるということでございます。それから、対象設備投資というふうにありますけれども、現行では新設又は増設ということで、新たにあるいは追加的に資産を導入するような意味合いが強い性格のものでございましたけれども、改正後につきましては、取得、製作、建設ということで、これまでの新設、増設に加えまして、例えば施設の改修であったり、修繕、模様替えといったものも対象になりまして、この対象範囲というものが広がっております。ただし、これは全業種に共通するんですけれども、資本金が5,000万円を超える場合については、新設、又は増設に限られるということでございます。このように、これまで以上に過疎地域の振興に有益な方向で改正がされたこととなります。今現在、高速ブロードバンド網の計画的な整備をしておりますけれども、そっちのほうも追い風になっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。ですので、誘致企業もあるし、ホテル・旅館業者に対しまして、これまで以上に周知を図りまして、関係部署と連携をしながら、過疎地域の振興に向けてしっかり取り組んで

いきたいというふうに考えているところでございます。以上、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

第2条で、産業振興促進区域とは、どのような地域を指定しているのか。また、この過疎地域では何か所ぐらいあるのか説明を求めます。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

今、言われた地域というのが、旧横川町、旧牧園町、旧福山町に旧霧島町が加わるということでございます。

○委員（川窪幸治君）

今、取得価額の要件というところの説明をしていただいたところであったんですけど、私も霧島市の企業がどの程度あって、どういうふうな資本金だというのは分らないんですけども、ここに資本金が5,000万円とか、5,000万円から1億円というような説明があったんですけど、本市の中に何社ほどこの中に区分されているのか、分かればお示しいただけますか。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

企業別の資本金の額というのはちょっと押さえてはいないんですけども、例えば誘致企業という形でいくと、横川地区であると現在16社ございます。これはアルバック九州等もございますので、恐らくこれは超えていると思います。それから、牧園地区が3社です。先日、旧牧園庁舎のほうに高山産業とか来られておりますので、そういう企業が入っております。それから、霧島地区が今2社です。それと、福山地区が4社、誘致企業としては立地しているところであります。

○委員（宮田竜二君）

この改正でいきますと、過疎地域に、例えばメガソーラーなり、メガでなくてもソーラーを設置した場合、3年間、固定資産税免除という理解ですけど、それでよろしいですか。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

先ほど申しあげましたように、この対象業種というのが製造業であったり、旅館業、情報サービス業等という中には、ソーラーの関係というのは、どの業種に当たるかという部分なんですけれども、今のお話の中でいくと、業種に当たらないんじゃないかなというふうに思っております。

○委員（宮田竜二君）

製造業に入りませんか。ソーラーは。大まかに。電力なんですけれども、製造業の部類に入るんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時14分」

「再開 午前10時15分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開いたします。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

メガソーラーの件につきましては、以前、生産性向上特別措置法という法律がありまして、市のほうで計画をつくっている中で、メガソーラーも該当させていたんですけども、いろいろ大きなメガソーラーも出てきているものですから、そういうものがあつたものですから、メガソーラーについては、この法律ではないんですけど、除外した経緯がございます。今回のこの法律につきましては確認をさせていただければと思いますので、後ほど回答させていただきますので、よろしくをお願いします。（後日、書面による回答）

○委員（久保史睦君）

この条例は支援策という部分で位置付けをされて、企業にとっては、すごく魅力的な部分になってくると思います。少し関連した質問になるんですけども、この誘致企業が来ることによって、霧島市の人口問題の件であったりとか、経済成長率の問題であったりとか、今から大きく変動して、発展に向けてのこの計画なんですけれど、この中山間地において、固定資産税のメリットがどれぐらいあるのかというのは、ちょっと私も分からないんですけども、企業からの問合せ等が年間で大体どれぐらい来ているのか。また、現段階でどれぐらいの企業から問合せが来ているのか。概要で構いません。もし分かれば教えてください。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

今、実績として把握してるものにつきましては、平成20年度以降で申し上げますと、累計でいくと6社活用されています。この6社のうち、5社が横川地区の企業、1社が牧園地区ということでございまして、近年はこの実績というのがないところでございます。それで、どの程度お問合せがあるのかというのは、先ほど申し上げましたように、この減免の条例と四つございます。ですので、企業側では非常に判断が難しい部分があると思うんです。そういった中で、企業さん方の意向を踏まえまして、この適用が1番いいんじゃないかというようなことを、条例をこちらで選定して、御案内しているということでございます。

○委員（阿多己清君）

先ほど、資料に基づいて説明を頂いたところで、対象設備投資の欄で、取得又は製作若しくは建設という部分が新たに加わったと。改正後はそうなるという説明を頂いたんですけども、この中で改修、修繕を含むということになるんですけども、改正後の規定で読むと、そこまで見えないんですが、こういう改修、修繕を含むという部分は内規なのか、規則なのか、そういうのがあるんでしょうか。確認をさせてください。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

過疎の新法の中で、そういった運用をするということになっておりますので、今、言われた修繕、

改修、そして模様替え、こういったものも含まれているという解釈になっております。

○委員（松元 深君）

取得価額が500万円以下になったわけですが、例えば10年ぐらい前からこれがあったら、500万円以上で、たくさんの企業が救われてきたのか。例えば2,700万円だけど、この前、牧園に来た高山産業なんかは多分該当して、固定資産税のその辺りも適用される思うのですが、この500万円が前からあれば、たくさんの企業が利用できたのか、そこだけ確認しておきます。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

今、言われるとおり、500万円という形で落ちてくると、例えばホテル関係の改修とか、そういったものにも該当してまいりますので、これまでは造って、そして隣に大きな施設を増設するということだけだったんですけれど、そこに改修とかというものが入ってくると、利用度が非常に高まっていくんじゃないかなというふうに思っております。特に今回、霧島地区の場合で言えば、旅館、宿泊施設も多いですし、また、観光資源とか、そういった地域資源もあるので、そういったところでは有効に活用されていくものだろうというふうに思っております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第74号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時21分」

「再 開 午前10時23分」

#### △ 議案第75号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第75号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第75号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。現在、建築中の田口団地3号棟が令和4年2月に完成の見込みであることから、条例に追加し、市営住宅として設置、管理しようとするほか、公営住宅法施行令等の改正により、条文の繰り下げを行うものです。詳細については、建築住宅課長が御説明いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第75号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細を御説明申し上げます。1、一部改正する条例、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）、2、改正内容は2点です。1点目は、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の別表

中、霧島地区の田口団地、木造4戸を追加するものです。改正の理由は、令和3年7月着工の田口団地3号棟の木造2階建4戸が令和4年2月に完成となることに伴い、市営住宅として設置し、管理しようとするものです。今回の設置を行うことにより、公営住宅4,077戸、準公営住宅19戸、特定公共賃貸住宅166戸、単独住宅231戸で、市営住宅の合計は、4,493戸になります。2点目は、本条例の第13条第1項中の「第10条」を「第11条」に、第39条中の「第11条」を「第12条」に、第40条中の「第11条」を「第12条」に改めるものです。改正の理由は、平成29年度の公営住宅法施行令及び同法施行規則の改正により条文の繰り下げが行われたことによるものです。以上で説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしくお祈いします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

直接、この改正に関係はないのですが、今、工事中で来年4月に完成するというのであれば、入りたいとか、そういう話が課のほうに来ているのかどうか、お尋ねします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在のところ、この3号棟を建てるという広報をしてないものですから、今、入りたいという情報は入っていません。今回、9月のこの時期に改正をさせていただいたのは、例年12月にやっているんですけれども、少しでも早くからPRをしたいということで、例年、広報誌とかホームページでもやっているんですけれども、今回、チラシを作ったり、自治会に配ったりとかという方法で、建てる段階の時から、少しでも広報をしたいということで、この時期の条例改正になっております。

○委員（川窪幸治君）

今回、4戸できるということで、下のほうというか、国分隼人はコンクリートとかというようなことになってるんですけれども、こちらのほうで木造ということになってはいるんですけれども、霧島地区ということで、風土的にどの程度の耐久力で、どの程度のスパンで建てられているのか、その辺のところは、どのように考えているのか、お知らせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

木造ということで建てていくことになりますけれども、今までは御存じのとおりRC造で16戸とか24戸とかというのを造ってきているんですけれども、一般質問等でお答えしているように、管理戸数も多かったでするので、建て替えるときは小さくしましょうということで、今回、建てて12戸になるんですが、小さく建て替えるということにしています。小さく建て替えるという中で、今、木材利用促進計画というのがありまして、カーボンニュートラルにも関わってくるんですけれども、新しい成長した木を切って、少しでも木造を使うことで、次に新しい木を植えて、二酸化炭素を吸収して酸素を排出するというふうになっていくことでもあります、できるだけ木造を使いましょうということもあります。小さく建て替えるということと、環境的なことでもあります、木材利用を促進しようということで、木造になっていくということです。木造の耐久性等に関わること

につきましては、一応、公営住宅法では30年となっているんですが、30年たったら壊れるようなものではなくて、昔の建物と違いまして金物を使ったり、構造計算をしていたり、長寿命化ができるようにメンテナンスもしやすいような形になっておりますので、法上は30年となっておりますが、我々としては、50年、60年使っていければなと考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

今まで建てられた8戸は今、全部埋まっているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、8戸のうち1戸だけが空いている状態です。8戸のうち、4戸が2DKということで、ちょっと小さい。2間というところもあって、そこが空いておりまして、今ちょっとチラシを作ったりして募集をかけているところなんですけど、今回、造るのは3DKということで、どちらかという家族向けということになっています。

○委員（川窪幸治君）

まだ全部埋まっている状態ではない中で、また建てられるということになっているのですが、今、住まれている方の印象とか、何かアンケートなり取られたり、そのようなことは実施されていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、1戸空いていると。去年までは入ってたんですけど、出られたということになっております。日頃、満室だったということであるんですが。すみません、アンケートについては取ってはいないところなんですけど、霧島地区でも便利な所でもありますし、敷地も、駐車場もあつたり、近くに公民館、保育園があつたりしますので、環境的にはいい所なのかなと考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

今、言われたとおり、アンケート等はないということなんですけれども、やはり住まれている人達から私たちも、なかなかそういうことを聴きに来てくれないというようなことをよく聴きます。生活して物すごく満足されている方というのは何も言われてこないですけど、何か不都合があつたりとなってきたときには言われてきたりするんで、ぜひ、新しい建物であっても、またそういうふうに耳を傾けていただいて、市民の皆様のために少しでも情報収集していただいて、今後に生かしていただければと思います。これもちょっと要望が入っていますけれども、よろしく願いいたします。

○委員（厚地 覺君）

これで霧島地区の公営住宅建設は全て終わったということですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今の計画では、霧島地区の公営住宅の建設はこれで終わりということになります。

○委員（厚地 覺君）

牧園地区においては、着工を30年頃からやるようなことになっていたんですけど、次は牧園に



入るわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今までの長寿命計画で、次は牧園地区になっていたんですけれども、全体の管理戸数とか、そういうところの多いという話もしているんですが、それをどうするかというのを、今回、長寿命化計画の見直しをしますので、その中で建て替えをどうするのか。今までの計画を受け継いで、このままでいくのか、少し間隔を空けて建て替えを先延ばしにしていくのかというのは、これからまた議論していきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

牧園地区においては、田原団地に全てを集約するという事で、旧牧園町時代から用地買収は終わっているわけです。それが何年もずれ込んでいるものですから、一体どうなるのかという声があるものですから、できるだけ早急に着工していただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建て替えにつきましては、国の交付金を頂いております、あとは住宅使用料を充当しているのではなくて一般財源を充当している関係もありまして、思うように建て替えが進んでいないところですが、今後、長寿命計画の中でまた検討していきたいと思います。

○委員（松元 深君）

1号棟を造るときに3号棟まで造る計画であったのか。1号棟が出来たときに入居者が募集しても入らなかった時期があったと思うのですが、1号棟、2号棟のどちらかが空いてますが、これは地域の希望もあって3号棟まで出来たのか、お伺いいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

1号棟の募集をかけたときには、実際、すぐ入らずに6月ぐらいに全てが埋まったような状態でした。2号棟は募集をかけて、大体埋まりまして、ずっと生活されてきていまして、もともと12戸造るというのは当初の計画どおりでありました。その中で、今回の建て替えに至った経緯としましては、田口団地そのものだけではなくて、松瀬団地、大窪団地を集約してやっているということで、当時の計画からいくと54戸を12戸に建て替えたというようなイメージになります。

○副委員長（久保史睦君）

この条例が改正されたことによって、ここに公営住宅が四千何戸と、それから準公営住宅等ありますけれど、新しい団地と古い団地と、古い団地の建物の管理についてはいろいろなことが今、議論されてる中ですが、この条例等が改善されることによって、管理の問題であったり、設置に関する付帯する要綱等というのは随時変わっていくものなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回は、田口団地4戸が入っていなかったので4戸を追加するという事ですが、条例の内容としては、そういう戸数が増えたときとか減ったときには出しています。条例の内容をこちらで変えることがあれば、提案して審議いただいているということになります。

○副委員長（久保史睦君）

私の聴き方が悪かったです。条例の件は分るんです。条文繰下げというのは分かるんですけど、その要件として、ここにも書いてありますけれど、市営住宅として設置して管理していきますよという根底にある定義のもとで条例改正というのが段階的に進んでいくわけじゃないですか。そうすると、建築法とかというのも随時、年度で変わっていったりして、今の建物の基準と前の建物の基準というのは当然変わってくるわけです。そうすると、新しい団地を市の管理責任の下で、こうやって設置、また管理していくという条例の基でい続けていくのであったら、その管理要件等とかもいろいろ変わってくるんですけど、ここには改正の部分だけですので出てこないですけど、そこは随時、規則の部分でも同時並行で変えていかれるのかどうか答弁が欲しかったです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

条例の上に公営住宅法とか施行規則とかがありまして、今回、条文の繰下げを行った分につきましては、平成29年度にそういう上位法が変わっていたんですが、その条番号がずれていたと。繰下げになっていたということについて、我々が把握できていなかったために、今回、それを把握したものですから、そこを変えたいということです。通常ならば、委員がおっしゃったように、そういう上位法が改正になったときに、条例も改正すべきところだったわけです。そこが、我々のほうも条の番号が変わっただけであったものですから、気付いてなくて、今回の改正で見直したときに、この番号が違うということに気付いたものですから、今回で提出したということになります。

○建設部長（猿渡千弘君）

補足ですけど、基本的に条例があって、その下に規則があったり要綱があるんですけども、当然、規則の場合は条例についてちょっと詳細になってくるんですよ。その部分については当然、変更部分があれば、それに合わせて修正してきます。議決事項ではないので、条例だけなので、そこはちょっと見えてこないんですけども、常に規則とか、要綱なども当然見直しを行っております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第75号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時42分」

「再 開 午前10時43分」

△ 議案第79号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号、議決事項の一部変更について（工事工事

請負)を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長(猿渡千弘君)

議案第79号、議決事項の一部変更について、概要を御説明申し上げます。令和2年12月23日、令和2年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第127号2災第409号春山線道路災害復旧工事について、契約金額の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。詳細については、建設施設管理課長が御説明します。

○建設施設管理課長(園畑精一君)

議案第79号、議決事項の一部変更について、詳細をご説明申し上げます。工事名2災第409号春山線道路災害復旧工事の8月末での進捗状況は、65.92パーセントであります。法面保護工や落石対策工の施工にあたり、法面整形後の測量結果で各工種の数量が確定いたしました。法面保護工の現場打砕工やモルタル吹付工は、それぞれA=125㎡、A=137㎡の増で、岩塊を押さえるロープ伏工は、A=144㎡の減となり、工事契約額は当初の1億7,116万円から933万円減額の1億6,183万円となります。また、工事内容の変更により、当初の完成工期令和3年10月25日から令和3年11月25日の31日間延長いたします。本議案の工事は、災害査定時に確認できた部分であり、本工事で調査不可能範囲において崩土を除去し、被災状況が確認出来たことから、再度災害申請を行い、災害査定で申請が認められれば、引き続き次の工事を発注します。地域の方や被災前に通行されていた方々にはご迷惑をお掛けしておりますが、通行止の解除は令和4年8月となる予定です。以上で、説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長(蔵原 勇君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(川窪幸治君)

工事契約額の当初1億7,116万円から1億6,183万円ということで減額ということになっています。工期が令和3年10月25日から令和3年11月25日、31日間延長になっているという説明なんですけれども、普通に考えると、工期が長くなっているのに減額になっているというのは、その辺のところが分からないものですから、もう少し説明してください。

○建設施設管理課主幹(養田健君)

法面整形後の起工測量で法面保護工の現場打砕工とモルタル吹付工の面積が増えたことと、ロープ伏工のアンカー、ロープ伏工をするに当たってはアンカーを打ち込みますが、その土質がちょっと硬い状況でありましたので、その打ち込みに時間を要するために、工期の延長としております。

○建設部長(猿渡千弘君)

補足ですけれども、工事を発注するときに当然、工期を設定しますけれども、その工期というのが大体金額に応じて、これくらいの金額であつたらこれくらいという標準工期というのがあります。それで設定するんですけど、実際やってみると、場所によっていろいろなことが出てきて、その

標準工期というのがちょっと足りなかつたりすると。減額であっても、足りなくなつたりする状況がありますので、今、言ったように、減額なんですけれども、工期的には今言ったような内容で延びたということでございます。

○委員（厚地 覺君）

参考までに伺いますけれども、補正予算で春山線に4,500万円ほど組まれていますけれども、これは全く別な場所ですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

口述書の下段のほうに書いてありますけれども、確認ができなかった場所を今、崩土除去を行いました。その中で被災が確認されておりますので、それに係る復旧工事費として9月補正で計上いたしております。

○委員長（蔵原 勇君）

ここで、委員長を交代します。崩土処分、近くにそういう置場があったんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今回の工事におきましては約9,000m<sup>3</sup>の崩土除去がございました。松永の資材置場を令和2年度に購入しまして、ストックヤードとか、そういう利用するというので、春山で出た3,000m<sup>3</sup>ほどを、土がなかったものですから、その資材置場の下地として使わせていただいております。

○副委員長（久保史睦君）

委員長を戻します。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第79号に対する質疑を終わります。

### △ 議案第80号 市道路線の変更及び認定について

○委員（蔵原 勇君）

次に、議案第80号、市道路線の変更及び認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第80号、市道路線の変更及び認定について、概要を御説明申し上げます。改良を行った市道川跡10号線の起点を変更するとともに、当該変更に伴い旧道となる道路を、引き続き、市道川跡12号線として認定するため、市道路線の変更及び認定について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、建設施設管理課長が御説明します。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第80号、市道路線の変更及び認定について、詳細を御説明申し上げます。路線の変更をする市道川跡10号線は、霧島市国分中央三丁目の川跡交差点北東側のロイヤルビル前からホテル国分荘前を通り、市道八坂本通り線に至る路線であります。昨年度、土木課で道路改良を実施したことに伴い、路線の線形に変更が生じたことから、当該路線の起点を旧生協病院跡地先へ変更し、変更に伴い旧道となる道路を、引き続き市道川跡12号線として認定するため、市道路線の変更及び認定について、議会の議決を求めるものであります。以上で説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田 守君）

新しい川跡10号線の起点なんですけれど、ここは中心市街地の浸水対策のためにバイパスで、地下のほうに暗渠で水路が通っていると思うんですけれど、その水路の管理はどこなすことになりますか。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休 憩 午前10時56分」

「再 開 午前10時57分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○建設部長（猿渡千弘君）

今、委員が言われました排水路なんですけれども、須戸川の上流になりまして、須戸川については耕地課で管理しているんですけれども、一応、この県道の所までが今、耕地課で管理してるような形です。それから、その上流側になりますと、排水路なんですけれども、道路も兼用して使いますので、そういった場合には建設施設管理課になろうかと思えます。そのほか、上流側に行きますと、排水路という、いわゆる青線ですね。そういう所もありますので、そういったところは当然、耕地課になるんですけれども、維持管理上はお互いに協議しながら管理してく形になると思えます。

○委員（池田綱雄君）

私は、質問ではないんですが、位置図をもらったときに、上の図面と下の図面、間違いではないかなと思って。前の生協病院の前に道路に入っておったんですが、下のほうでは、その道路がなくなっている。間違いじゃないかなというように現場を見に行きました。そうしたら、この道路がなくなって付け替えをされていて、すっきりとした道路に変更されておりました。今までは県道に出るのに非常に出にくかった場所であって、もっと早くしてもらえばよかったかなと思って、本当にいい路線変更であると思います。質疑じゃないですけど、いい案を出してくれたかなと思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

少し経緯を御説明したいと思います。まず、ここの道路は、こうなる前に当時、ここの排水路が横断部分で断面不足があってということで、市街地の浸水につながってるということもありまして、ここをバイパスの排水路を造ろうということで進めてまいりました。その中で、今のこの新しくなった所の土地を一筆、買収させていただきました。そのときに、当然、排水路は地下に入りますので、地上に見える所は広場になったんですけれども、ちょうどそのとき私もここの交差点をすれば非常に良くなるのではないかとということで、当時、今、委員が言われましたように、里道が残っていたんです。計画を入れたところ、生協病院があった所なんですけれども、生協病院のほうに、ここを売買するときに、ここの道路の交換ができないかということで相談をさせていただきますということで話をしました。そうしたら生協病院のほうとしても、こちらのほうに移るということは決まっていたんですけれども、分かりましたと。次、売ったときに、買われた方に一言は話をしておきますということもありまして、その後、購入された方と、ここの土地の交換ができれば、お互いにウィンウィンですけれども、相手もその道路の部分をうまく使えるということと、市のほうも道路が広がって、この広がった先のほうも交換という形で、市のほうも土地代はなしで、土地の交換という形でできました。おまけに信号も元々押しボタンがあったので、それを移設することによって非常に使いやすい、利便性のある道路になるんじゃないかということもありまして、話がとんとん拍子で行った経緯がございます。そういった形で、こういった整備ができたということでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第80号に対する質疑を終わります。ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前11時02分」

「再 開 午前11時03分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

**△ 議案第74号 霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について**

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第74号、霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第74号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第74号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第75号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第75号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第75号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第79号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第79号、議決事項の一部変更について（工事請負）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第79号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第79号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 議案第80号 市道路線の変更及び認定について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第80号、市道路線の変更及び認定について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第80号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、調査項目については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出しておいてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

#### △ その他



○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時07分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 蔵原 勇